

介護予防日常生活支援総合事業

重要事項説明書

<令和7年4月1日 時点 >

1. 利用者（被保険者）

要介護認定区分	総合事業（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A）
要介護認定有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
認定審査会意見	

2. 事業所（ステーション）の概要

（1）提供できるサービスの地域と種類

事業所名	芦屋町社協ヘルパーステーション
所在地	福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4-22
管理者の氏名	小柳 幸枝
電話番号	093-222-2888
FAX番号	093-222-2885
サービス（介護保険指定番号）	サービスを提供する地域
・ 訪問介護（4074900020号）	芦屋町・水巻町・遠賀郡・岡垣町・八幡西区浅川・八幡西区藤原・八幡西区日吉台・若松区花野路・若松区高須・若松区大鳥居

（2）事業所の職員体制

管理者	1人
サービス提供責任者	2人以上
訪問介護員	3人以上
事務員	1人

(3) 営業時間帯

営業日	営業時間帯
平日	8:30 ~ 17:15
土曜日	8:30 ~ 17:15

営業しない日	日曜日 ・ 12月31～1月3日
--------	------------------

3. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

総合事業の対象者に対し、適正な総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 総合事業の対象者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、意欲を高めるような適切な働きかけや日常生活上の世話及び機能訓練等の援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. サービスの内容

(1) サービス内容は別添1を参照

(2) サービスの変更

サービス日時の変更、中止の場合は利用予定日の前日までにご連絡ください。

※ 連絡先 芦屋町社協ヘルパーステーション 093-222-2888

5. ホームヘルパーの禁止事項等

- * 医療行為
- * 利用者もしくは家族からの買い物以外の金銭、預金通帳、証書、重要書類等の預かり。
- * 利用者もしくはご家族からの物品、飲食の授受。
- * 買い物等の代金の立替え

6. 契約者負担金

(1) 契約者負担金

別添1のとおり。

(2) 契約者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の契約者負担金の請求に明細を付して、翌月 日までに契約者に請求し、契約者は翌月 日までに次のいずれかの方法により支払います。

- 自動口座引落とし
- 現金払い

銀行・金庫 組合・農協		支店	郵便局	口座名義人	
1 普	口座名義人		記号		
2 当	口座番号		番号		

(1) 領収書の発行

事業者は、契約者から契約者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(2) その他

サービスの実施に必要な契約者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業者などへ連絡をします。

病院名、主治医	
電話番号	
住所	

緊急連絡先	
電話番号	
住所	

介護支援事業所	
電話番号	
住所	

8. 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当者 松本知子・小柳幸枝 ご利用時間 毎日 午前 8:30～午後 17:15 ご利用方法 電話 093-222-2888
----------------	---

★公的機関においても、次の期間において苦情申し出ができます。

芦屋町役場 福祉課高齢者支援 係	所在地 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2-20 電話番号 093-223-3536 FAX 093-222-2010 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 1 5 分
遠賀町役場 福祉課高齢者支援 係	所在地 〒 811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 電話番号 093-293-1234 FAX 093-293-0806 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 1 5 分
水巻町役場 福祉課高齢者支援 係	所在地 〒 807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北 1 丁目 1 番 1 号 電話番号 093-201-4321 FAX 093-201-4423 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 1 5 分
岡垣町役場 長寿あんしん課長 寿支援係	所在地 〒 811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間 1 丁目 1 番 1 号 電話番号 093-282-1211 FAX 093-282-4600 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 1 5 分
若松区役所 保健福祉課高齢 者・障害者相談係	所在地 〒 808-8510 北九州市若松区港町 1 丁目 1 番 1 号 電話番号 093-761-3078 FAX 093-751-1753 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時
八幡西区役所 保健福祉課高齢 者・障害者相談室	所在地 〒 806-8510 北九州市八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号 コムシティー5 階 電話番号 093-642-1442 FAX 093-622-6463 対応時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時

福岡県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 〒 812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7857 対応時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時
福岡県介護保険広域 連合（遠賀支部）	所在地 〒 811-4303 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 電話番号 093-291-5266 FAX 093-291-5281 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

9. 事故発生時の対応

- * 総合事業サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- * 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録いたします。
- * 総合事業サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保 険 会 社	(契約者) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (取扱代理店) (株)福祉保険サービス (引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社
保 険 内 容	社 協 の 保 険

10. 虐待防止及び身体拘束適正化の推進

- * ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、対策を講じる委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果についてホームヘルパーに周知徹底を図ります。
- * 虐待防止のための指針を整備するとともに、ホームヘルパーに対し研修を実施する等の措置を講じます。
- * 総合事業サービスの提供にあたっては、ご利用者の身体拘束はおこなわない。ご利用者又はご家族、ホームヘルパーの生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、「利用者の身体拘束に伴う申請書」にご家族の同意を受けた時のみ、その条件の期間内にて身体拘束を行うことができるものとします。
- * 事業所は、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催すると

もに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- * 身体拘束の適正化のための指針を整備するとともに、ホームヘルパーに対し研修を実施する等の措置を講じます。

11. 衛生管理等

- * ホームヘルパーの清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- * 事業所における感染症が発生、又はまん延しないように対策を検討する委員会を開催するとともにその結果についてホームヘルパーに周知徹底を図ります。
- * 感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備するとともに研修及び訓練を実施いたします。

12. 業務継続計画の策定等

- * 感染症や非常災害の発生において、総合事業サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- * ホームヘルパーに対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施いたします。

13. その他の事項

- * 災害等有事の際はすべての利用者を守る（避難させる）ことは困難なため、避難時の災害支援者等協力者を設定してください。

避難時の災害支援協者	住所	電話番号

14. サービス利用にあたっての禁止及び中止事項

- * 総合事業サービスの提供時は、飲酒や喫煙はご遠慮下さい。
- * 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為がある場合はサービスを中止させていただきます。
- * パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為がある場合はサービスを通史させていただきます。
- * サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に搭載する行為がある場合はサービスを中止させていただきます。

15. 事業者（本社）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 芦屋町社会福祉協議会
代表者名	会 長 鈴木 清吾
本社所在地	所在地 福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4-22
連絡先	電話番号 093-222-2866 FAX 093-222-3713

16. 第三者評価について

* 第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

介護予防日常生活総合事業サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業者>

所在地 福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4-22

事業者名 社会福祉法人 芦屋町社会福祉協議会

代表者 会 長 鈴木 清吾 印
(指定番号 4074900020)

<説明者>

所 属 芦屋町社協ヘルパーステーション

氏 名 サービス提供責任者 小柳 幸枝 印・眞野 由美 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防日常生活総合事業のサービスについて重要事項説明を受けました。

<利用者>

住 所 福岡県遠賀郡

氏 名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名 (続柄) 印

サービス内容

< 身体介護 >		< 生活援助 >	
① 起床介助	⑨ 体位交換	① 調理	
② 就寝介助	⑩ 服薬管理	② 洗濯	
③ 排泄介助	⑪ 通院介助	③ 住居の掃除・整理整頓	
④ 衣服の着脱	⑫ デイ送り出し	④ 買い物	
⑤ 整容介助	⑬ 散歩	⑤ 薬の受け取り	
⑥ 清拭・洗髪	⑭ 買い者同行	⑥ 衣服の入れ替 (簡単な)	
⑦ 入浴介助	⑮ その他	⑦ その他	
⑧ 食事介助			

【 料金表 ー基本料金・通常時間ー (土・日・祭日含む)】

訪問型サービス	訪問型サービスⅠ	1ヶ月 11,760円	週1回程度利用が必要な方
	訪問型サービスⅡ	1ヶ月 23,490円	週2回程度利用が必要な方
	訪問型サービスⅢ	1ヶ月 37,270円	週3回程度利用が必要な方
初回加算 (新規)	月/2,000円	生活機能向上加算	月/1,000円
処遇改善加算 Ⅲ	厚生労働省がさだめる所定単位数 18.2%		
訪問型サービス A	1ヶ月 8,230円 (週1回)		

①利用者の方からいただく利用者負担金は基本料金 (料金表) の1割もしくは、所得に応じて負担割合は変わります。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は全額利用者負担となります。

②初回加算は、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に自ら訪問介護を行う場合又は同行訪問した場合の料金となります。

③生活機能向上連携加算は、訪問型サービスを利用されているお客様に対し、在宅における生活機能向上を図るため、訪問リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が共同による訪問型サービス計画を作成した場合の料金となります。

④ 令和6年6月から介護職員等処遇改善加算Ⅲ (18.2%) の算定となります

⑤ 訪問型サービス A は、週1回以下の訪問介護を必要とし、身体介護が必要であるかたや認知症及び精神症状を伴うかたは対象となりません。

⑥ 訪問型サービス A の訪問時間は、1回あたり45分以内となります。